

離婚届の書き方と注意

届書に書き込むときは、略字で書かないで戸籍に記載されているとおりの字を書いてください。

み ほ ん

字訂正 字加入 字削除	
届出	飯山
印	飯山

(1)

(よみかた)	夫	いいやま	たろう	妻	いいやま	はなこ
氏名	飯山	太郎	飯山	花子		
生年月日	昭和42年9月1日		昭和49年7月20日			
住所	長野県飯山市大字飯山		長野県中野市三好町1丁目			
住民登録をしているところ (よみかた)	1, 110番地1号		3番19号			
世帯主の氏名	いいやま いちろう 飯山市郎		なかの ごろう 中野五郎			
本籍	長野県飯山市大字飯山		1, 110番1			
外国人のときは 国籍だけを書いてください	筆頭者の氏名		飯山 太郎			
父母の氏名 父母との続柄 他の養父母は その他の欄に 書いてください	夫の父	飯山市郎	続き柄	妻の父	中野五郎	
	母	乙子	長男	母	甲子	
					二女	
離婚の種別	☒ 協議離婚		☐ 審判			
	☐ 調停		☐ 判決			
婚姻前の氏にも どる者の本籍	は		もとの戸籍にもどる			
	新しい戸籍をつくる		(よみかた) なかの ごろう			
	長野県中野市中央1丁目		123番地			
未成年の子の 氏名	夫が親権 を行う子		妻が親権 を行う子			
同居の期間	平成12年9月から		平成14年2月まで			
別居する前の 住所	長野県飯山市大字飯山		1, 110番1号			
別居する前の 世帯のおもな 仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☒ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯					
夫妻の職業	夫の職業		妻の職業			
その他						
届出人 署名 押印	夫 飯山 太郎		妻 飯山 花子			
事件簿 番号						

証人	(協議離婚のときだけ必要です)	
署名 押印	山ノ内 昭夫	山ノ内 和子
生年月日	昭和10年7月11日	昭和12年3月27日
住所	長野県飯山市大字木島	長野県飯山市大字木島
	234番地	234番地
本籍	長野県飯山市大字木島	長野県飯山市大字木島
	234番地	234番地

1 持参するもの

離婚届

届出人の戸籍謄本1通(本籍地以外に届け出る場合)

届出人(夫と妻それぞれ別々の)の印鑑(ゴム印は使用できません)

裁判離婚のときは、調停証書の謄本、

2 提出時期

・離婚する日(協議離婚の場合)

・裁判確定の日から10日以内(裁判離婚の場合)

3 本人確認

平成15年12月1日(月)から婚姻・協議による離婚・養子縁組・協議による養子離縁・転籍届については本人確認を行っています。来庁する方(届出人または使者)の身分証明書を提示してください。

身分証明書とは

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど、顔写真が貼付された官公署が

発行した免許証、許可証、資格証明書(有効期間内のものに限る)

4 証人

協議離婚の場合、証人は必ず2名必要になります。証人は20歳以上の人

(どなたでも結構です)2名に署名、押印をしてもらってください。

別々の印鑑を使用してください。

5 届け出る際のご注意

・住所は住民登録されている住所を記入してください。

・離婚後に婚姻前の姓に戻らず、婚姻中の姓をそのまま称することができます。

その場合は、別途「離婚の際に称していた氏を称する届」(戸籍法77条の2の届)を届け出てください。なお、届出は離婚届と同時に提出するか、離婚届提出後3ヶ月以内であれば可能です。

・協議離婚で未成年の子がいる場合は、離婚後の親権者を夫と妻のどちらかに定めなければなりません。親権者をどちらにするか協議し、(5)欄に子の氏名を記入してください。

・(8)欄の「別居する前の住所」には、実際に別居している場合に、別居する前の住所を記入してください。

不明な点は、飯山市役所市民課(0269-62-3111 内線151)までお尋ねください。